

清算終了報告書記載要領

- 1 解散した法人の清算事務が終了した場合に、清算終了の登記後速やかに、この報告書を納税地を管轄する県税事務所長に提出してください。
- 2 各欄の記載要領
 - (1) 「本店又は本社所在地」及び「法人の名称」欄には、登記してある本店又は主たる事務所等の所在地及び法人名を記載してください。
 - (2) 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいいます。）を記載してください。
 - (3) 「解散年月日」欄には、登記簿に記載されている解散年月日を記載してください。
 - (4) 「残余財産確定の日」欄には、残余財産が確定した年月日を記載してください。
 - (5) 「清算終了年月日」欄には、登記簿に記載されている終了年月日を記載してください。
 - (6) 「清算人・住所・氏名」欄には、清算人の住所及び氏名を記載してください。
 - (7) 「清算終了後の連絡先」欄には、清算終了後の連絡先が清算人又は本店等の所在地と異なる場合に記載してください。
 - (8) 「関与税理士の住所及び氏名」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。